

特殊建築物等調査資格者講習を実施する者の登録制度について

1. 特殊建築物等調査資格者講習の登録制度

- (1) 概 要：建築基準法施行規則（以下「省令」とします。）第4条の20第1項第2号に規定する特殊建築物等調査資格者講習（以下「講習」とします。）を行おうとする方（法人）は、以下の所定の登録手続きを行い、講習を行う者として国土交通大臣が登録した後、講習を行うこととなっています。
- (2) 根拠法令：省令第4条の20から第4条の35
- (3) 登録対象者：講習を行おうとする方（法人）
- (4) 登録手続きの方法
- ①提出時期：随時提出可能
 - ②提出書類：省令第4条の21第2項の事項を記載した申請書と、同条第3項の書類を添付の上、国土交通大臣あてに1部提出して下さい。なお、申請書について、様式の指定はありません。
 - ③提出（問合せ）先：住宅局建築指導課建築物防災対策室業務係
03-5253-8111（内線39569）
- (5) 登録要件：登録にあたっては、以下の①と②の各号に掲げる要件を満たした場合は、登録を受けられます（省令第4条の23）。
- ①講習で、次に掲げる科目が行われること。
 - イ 特殊建築物等定期調査制度総論
 - ロ 建築学概論
 - ハ 建築基準法令の構成と概要
 - ニ 特殊建築物等の維持保全
 - ホ 建築構造
 - ヘ 防火・避難
 - ト その他の事故防止
 - チ 特殊建築物等調査業務基準
 - ②次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。
 - イ 建築基準適合判定資格者
 - ロ 特殊建築物等調査資格者
 - ハ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ニ 建築行政に関する実務の経験を有する者

ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

- (6) 登録された者の義務：上記(5)①の科目を盛り込む講習を実施しなくてはなりません。それ以外の義務については、省令第4条の25をご覧ください。
- (7) 登録の有効期間：5年。5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過によって登録の効力を失います(省令第4条の24)
- (8) 欠格事項：以下の①から③に該当する方(法人)は登録を受けられません(省令第4条の22)。
- ① 建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ② 省令第4条の32の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ③ 法人の場合、講習事務を行う役員のうち①又は②に該当する者があるもの

2. 登録している講習機関

(1) 登録番号第1号

- ①登録(更新)年月日 : 平成22年 1月 5日
- ②氏名又は名称 : 一般財団法人日本建築防災協会
- ③連絡先 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20
虎ノ門YHKビル3階
03-5512-6453
- ④登録の理由 : 省令第4条の23に基づく登録基準に適合しているため

3. 講習(特殊建築物等調査資格者講習)について

- (1) 概要 : 上記1の、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を修了し、かつ、所定の実務経験を有している場合は、建築基準法第12条第1項に定める「国土交通大臣が定める資格を有する者」として特殊建築物調査資格者の資格を有することとなります。
- (2) 根拠法令 : 省令第4条の20第2号

参 考 条 文

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）（抄）

（報告、検査等）

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

○建築基準法施行規則（昭和二十五年十一月十六日建設省令第四十号）（抄）

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第四条の二十 法第十二条第一項 に規定する法第六条第一項第一号 に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者
- 2 法第十二条第三項 の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項 に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の三十六及び第四条の三十七において準用する次条（第一項を除く。）から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者
- 3 法第十二条第三項 の規定に基づき法第六条第一項第一号 に掲げる建築物その他法第十二条第一項 の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通

大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の三十八及び第四条の三十九において準用する次条（第一項を除く。）から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者
（調査資格者講習の登録の申請）

第四条の二十一 前条第一項第二号の登録は、登録調査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録調査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一項第二号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一項第二号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録調査資格者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録調査資格者講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 講師が第四条の二十三第一項第二号イからホまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 四 登録調査資格者講習の受講資格を記載した書類その他の登録調査資格者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 五 登録調査資格者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 前条第一項第二号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第四条の二十二 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第四条の二十第一項第二号の登録を受けることができない。

- 一 建築基準法 令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第四条の三十二の規定により第四条の二十第一項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録調査資格者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第四条の二十三 国土交通大臣は、第四条の二十一の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第四条の二十五第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者が講師として登録調査資格者講習事務に従事するものであること。
 - イ 建築基準適合判定資格者
 - ロ 特殊建築物等調査資格者
 - ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ニ 建築行政に関する実務の経験を有する者
 - ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 法第十二条第一項又は第二項の規定に基づく調査又は検査を業として行つている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 第四条の二十一の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員（過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が調査検査業者の役員又は職員（過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 第四条の二十第一項第二号の登録は、登録調査資格者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録調査資格者講習事務を行う者（以下「登録調査資格者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録調査資格者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録調査資格者講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第四条の二十四 第四条の二十第一項第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録調査資格者講習事務の実施に係る義務）

第四条の二十五 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第四条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二 登録調査資格者講習を毎年一回以上行うこと。

三 登録調査資格者講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	時間
特殊建築物等定期調査制度総論	一時間
建築学概論	五時間
建築基準法令の構成と概要	一時間
特殊建築物等の維持保全	一時間
建築構造	四時間
防火・避難	六時間
その他の事故防止	一時間
特殊建築物等調査業務基準	四時間

五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

七 修了考査は、講義の終了後に行い、特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

八 登録調査資格者講習を実施する日時、場所その他の登録調査資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

九 不正な受講を防止するための措置を講じること。

十 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十一 修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第四条の二十六 登録調査資格者講習実施機関は、第四条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録調査資格者講習事務規程）

第四条の二十七 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録調査資格者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所及び登録調査資格者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項

三 講習の受講の申込みに関する事項

四 講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項

六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

七 終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十 講習事務に関する公正の確保に関する事項

十一 不正受講者の処分に関する事項

十二 第四条の三十三第三項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十三 その他講習事務に関し必要な事項

（登録調査資格者講習事務の休廃止）

第四条の二十八 登録調査資格者講習実施機関は、登録調査資格者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録調査資格者講習の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四条の二十九 登録調査資格者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録調査資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録調査資格者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査資格者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録調査資格者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第四条の三十 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第四条の二十三第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四条の三十一 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第四条の二十五の規定に違反していると認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同条の規定によ

る登録調査資格者講習事務を行うべきこと又は登録調査資格者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四条の三十二 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録調査資格者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録調査資格者講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四条の二十二第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四条の二十六から第四条の二十八まで、第四条の二十九第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四条の二十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第四条の三十四の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により第四条の二十第一項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第四条の三十三 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 講習の実施年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録調査資格者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録調査資格者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録調査資格者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録調査資格者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
- 一 登録調査資格者講習の受講申込書及び添付書類
 - 二 講義に用いた教材
 - 三 終了した修了考査の問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第四条の三十四 国土交通大臣は、登録調査資格者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録調査資格者講習実施機関に対し、登録調査資格者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第四条の三十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第四条の二十第一項第二号の登録をしたとき。
- 二 第四条の二十六の規定による届出があつたとき。
- 三 第四条の二十八の規定による届出があつたとき。
- 四 第四条の三十二の規定により第四条の二十第一項第二号の登録を取り消し、又は登録調査資格者講習事務の停止を命じたとき。